

函館市在宅福祉ふれあい事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、地域における福祉活動の促進に資するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が在宅福祉事業を行う場合に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(在宅福祉事業の内容等)

第2条 在宅福祉事業の種類、内容等は、在宅福祉事業の種類ごとに別表1に定めるとおりとする。

(補助基準額の算定基準)

第3条 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業に係る補助基準額の算定基準は、別表2に定めるとおりとする。

2 在宅福祉事業の促進に関する事業に係る人件費の補助基準額の算定基準は、別表3に定めるとおりとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

在宅福祉事業の種類	在宅福祉事業の種類ごとの内容	補助対象経費	補助基準額	補助金の額
1 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業				ア 人件費を除く経費 当該経費の補助基準額の合計の10分の9以内の額
(1) ふれあいサービス事業	おおむね65歳以上の一人暮らしの者もしくは夫婦のみの世帯または心身の障がい等により日常生活に支障のある者がいる世帯(以下「対象世帯」という。)を週1回程度訪問し、対話をとおして孤独感の解消、安否の確認や各種相談を行う。	当該事業の遂行に必要な協力員等で組織する団体の運営に要する謝礼金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会場借上料等	別表2(1)のふれあいサービス事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額	イ 人件費 当該人件費の補助基準額の合計の10分の10以内の額
(2) 家事援助サービス事業	対象世帯が日常生活において一時的に必要なとなった軽易な身の回りの世話(買い物・掃除・洗濯等)を原則として月1回以上行い、または、必要に応じ除雪等を行う。 ただし、介護保険等の公的サービスを利用している世帯は原則として除く。		別表2(2)の家事援助サービス事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額	
(3) 給食サービス事業	対象世帯の孤独感の解消や各種相談に応じるため、町会館等で開催する会食会および茶話会をそれぞれ年6回を限度に行う。		別表2(3)の給食サービス事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額	
(4) 訪問理容美容サービス支援事業	おおむね65歳以上の寝たきりの者または心身の障がい等により寝たきりの者を年4回理容師または美容師が訪問して理容または美容を行い、心身の爽快感の回復を図る。	当該事業の遂行に必要な助成金等	別表2(4)の訪問理容美容サービス支援事業補助基準額算定基準に基づき算定して得た額	

在宅福祉事業の種類	在宅福祉事業の種類ごとの内容	補助対象経費	補助基準額
2 ボランティア団 体が行う地域福祉 活動の支援に関する事業			
(1) ボランティア 地域援助活動支 援事業	継続的に地域等での生活援助などの福祉活動を行うボランティア団体に対し支援を行う。	当該事業の遂行に必要な団体の運営に要する経費に対する助成金等	援助活動に係る直接的経費 ただし、助成金については、1団体につき年額10万円を限度とする。
(2) 愛のふれあい 訪問事業 (楯法華地区 実施事業)	一人暮らしの高齢者等に対し、飲料や弁当の配達をとおして安否確認を行う。	当該事業の遂行に必要な消耗品費、食糧費等	事業に係る直接的経費
(3) 電話安否確認 サービス事業 (南茅部地区 実施事業)	一人暮らしの高齢者等に対し、電話をとおして会話することで、安否確認、孤独感の解消を図り、自立と生活の質の確保と精神的な負担の軽減を図る。	当該事業の遂行に必要な謝礼金、消耗品費、通信運搬費等	事業に係る直接的経費
3 高齢者、障がい 者等を対象とする 健康づくりおよび 生きがいをづくりの 推進に関する事業			
(1) 健康づくりお よび生きがいをづ くり援助事業	高齢者団体が主体となって行う、世代間交流活動、シルバースポーツ等の地域福祉活動への援助を行う。	当該事業の遂行に必要な団体の運営に要する経費に対する助成金、通信運搬費等	事業に係る直接的経費

在宅福祉事業の種類	在宅福祉事業の種類ごとの内容	補助対象経費	補助基準額
4 在宅福祉事業の促進に関する事業			
(1) 協力員等の育成指導および研修事業	地域において福祉活動を担う協力員，ボランティア，福祉リーダー等の育成および研修事業ならびに介護者等の研修事業および小中学校・高等学校でのボランティアの育成を行う。	当該事業の遂行に必要な団体等の運営に要する経費に対する助成金，旅費，消耗品費，通信運搬費，会場借上料，資料作成費等	事業に係る直接的経費 ただし，福祉教育推進事業に要する小中学校および高等学校への助成金については，1校につき年額10万円を限度とする。
(2) 事業の推進のための広報事業	地域における福祉活動の普及・啓発を総合的に行う。		事業に係る直接的経費
(3) 事業の推進の企画等に関する事業	事業協力員等の活動の安全の確保ならびに在宅福祉事業の円滑かつ効果的な実施のための諸業務を行う在宅福祉事業推進コーディネーター等を設置する。	当該事業の遂行に必要な人件費，消耗品費，通信運搬費，保険料等	事業に係る直接的経費 ただし，人件費については，別表3(1)事業の推進の企画等に関する事業に係る人件費補助基準額算定基準に基づき算定して得た額

別表2 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業に係る補助基準額算定基準（第3条関係）

(1) ふれあいサービス事業

区分	基準	基準額
ア 事業割	協力員1人につき (協力員1人当たり2世帯を担当)	月額 500円
イ 均等割	1団体につき	年額 10,000円
ウ 構成員割	1団体につき (ふれあいサービス事業を受ける世帯が20世帯以下の団体)	年額 20,000円
	1団体につき (ふれあいサービス事業を受ける世帯が21世帯以上40世帯以下の団体)	年額 25,000円
	1団体につき (ふれあいサービス事業を受ける世帯が41世帯以上の団体)	年額 30,000円

(2) 家事援助サービス事業

区分	基準	基準額
ア 事業割	協力員1人につき (協力員1人当たり1世帯を担当)	月額 500円

(3) 給食サービス事業

区分	基準	基準額
ア 事業割	協力員1人につき (協力員1人当たり4世帯を担当)	会食会1回 1,600円
		茶話会1回 1,000円

(4) 訪問理容美容サービス支援事業

区分	基準	基準額
ア 事業割	協力員1人につき (協力員1人当たり1世帯を担当)	1回 2,000円

別表3 在宅福祉事業の促進に関する事業に係る人件費の補助基準額算定基準（第3条関係）

(1) 事業の推進の企画等に関する事業

区分	基準	基準額
ア 人件費	1人につき	年額 3,600,000円